

鎌倉市社会資本整備総合交付金評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国土交通省制定）第10の規定に基づき、本市の社会資本総合整備計画の評価を実施するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の評価に関して次の事項を審議する。

- (1) 事後評価の手続きに関すること
- (2) 社会資本総合整備計画の目標の達成状況に関すること
- (3) 今後のまちづくり方策等に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 評価対象地区のまちづくりに関係する団体及び地元住民を代表する者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、初回の委員会については、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開するものとする。ただし、委員会の決定により公開しないこととすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年9月17日から施行する。